

平成 28 年 2 月 17 日（水） 14:45～15:25
テレビ会議室・各（総合）振興局・東京事務所

庁議議事録

【山谷副知事】

それではただ今から庁議を開催いたします。早速議事に入ります。まず TPP 協定対策本部の議題であります。「TPP 協定に伴う北海道への影響中間とりまとめ第 2 回等について」総合政策部長、農政部長、水産林務部長から順次説明をお願いいたします。

【窪田総合政策部長】

それでは、TPP 協定に伴います北海道への影響中間とりまとめ、第 2 回といたしまして、農林水産物の生産額への影響及び道が平成 28 年度に実施いたします具体的施策をとりまとめましたので、ご説明申し上げます。なお、詳細につきましては関係部長からご説明をいただきます。

まず、資料 1 をご覧いただきたいと存じます。はじめに、今回の調査は、「影響中間とりまとめ（第 2 回）」としておりますが、1 にありますとおり、TPP 協定交渉が合意に至りましたが、これを踏まえまして、昨年 11 月以降、物品市場アクセスにおける農林水産業をはじめ各分野への影響や、道民生活とも深く関係いたしますルール分野等におきます影響について分析いたしました「TPP 協定交渉大筋合意に伴う北海道への影響中間とりまとめ」として、別添資料 3 という形で既にご報告をしたところでございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、その後、昨年 12 月に、国が公表いたしました「TPP 協定の経済効果分析結果」がございしますが、道といたしましても、農林漁業者の方々、あるいは地域の皆様方の不安や懸念、影響額試算を求める声などを踏まえまして、今般、国の算定を参考にいたしまして、農林水産業への影響額をとりまとめたところでございます。

TPP の道内への影響につきましては、昨年 11 月の中間とりまとめに加えまして、今回の農林水産物の生産額への影響試算などによって、総合的に把握することが必要でございします。今後の対応などに資する目的で、今回は調査をいたしたところでございます。

影響額については、別添資料 1 をご覧いただきたいと存じます。1、2 ページには、算定に当たった条件、3 ページにつきましては、農林水産物全体の影響額といたしまして、マイナスで約 402 億円から約 598 億円と、その後、その他の内訳を記載しているところでございます。

資料 1 に戻っていただきたいと存じます。2 の「今後の道の対応について」となっておりますが、昨年 11 月、国は、道がこれまで要請を重ねてまいりました内容を概ね盛り込んでいただきました「総合的な TPP 関連政策大綱」を決定いたしまして、本年 1 月には、この大綱に基づきまして、平成 27 年度補正予算において TPP 関連予算が措置されたところでございます。

これまでの道の2回の調査から、農林水産物の生産額の減少とともに、担い手の生産意欲の減退や輸入品との競合などの影響が懸念されますことから、道では、昨年12月に公表した「TPP対応への基本的な考え方」に基づきまして、平成28年度に実施する具体的な施策を、別添資料2のとおり取りまとめたところでございます。

今回、道が予算措置するTPP関連対策では、農林漁業者や地域の皆様方の不安、懸念を払拭し、地域産業が再生可能で持続的に発展していくことができますよう、生産基盤の整備や技術開発・導入等によりまして生産性の向上、あるいは多様な担い手の育成・確保、ブランド化、6次産業化などに取り組んでいくこととしてございます。

なお、今回添付してございます予算関係の資料、TPP関連対策についてでございますが、予算額を記載してございません。対策関連予算につきましては、影響額以上の額を措置するという事になってございまして、19日の知事記者会見におきまして、予算発表の際に併せてご報告させていただくことにしてございます。

道といたしましては、TPP協定の影響が相当な長期に及び、今後、新たな影響や課題が生ずることも考えられますことから、関係団体とも連携を一層強化し、引き続き道内への影響について継続的に把握しながら、国において、今秋を目途にとりまとめられる予定となっておりますTPPの中長期的な農業対策などを踏まえて、更に必要な対策を実施いたしますとともに、国に対しても必要な対策を要請してまいりたいと考えてございます。

続いて、農業、水産業、林業分野の影響額、今後の対応について、担当の部長から説明をお願い申し上げます。

【土屋農政部長】

それでは、私から、農業への影響額と今後の対応について、ご説明いたします。別添資料1の1ページをご覧ください。

基本的な考え方については総合政策部長から申し上げましたとおり、農産物につきましては、農林水産省がまとめた計算方法に即して、北海道への影響試算をいたしました。対象品目につきましては、農畜産物については、国は19品目を試算対象としましたが、北海道におきましては、本道での生産額が1億円以上の農産物13品目について、試算いたしますとともに、国の対象品目になっていませんけれども、北海道の重要な農産物として、たまねぎを参考試算してございます。

その結果が3ページになります。試算の結果、農畜産物につきましては、337億円から478億円の生産減少額が見込まれます。具体的には、表ですけれども、一番大きいのは牛乳・乳製品、左側が生産額、右側が生産減少額を書いてございますけれども、牛乳・乳製品につきましては、生産額シェアは全国の45%、左側でございまして、生産減少額は、TPPで影響を受けます加工乳製品が多いということで、179億から258億円ということで、全国との生産減少の割合は約9割というふうに、生産額のウエイトと比べて高くなってございます。

同じように 10 番目の牛肉につきましても、北海道の生産シェアは 10%でございますけれども、北海道の牛肉は、TPP によって影響を受けますホルスタイン等の乳用種等が多いということもあって、生産減少額につきましては 48 億から 97 億、ウエイトでは 15 から 16 パーセントということで、全国に比べると打撃が大きいという形になってございまして、こうした品目を合わせますと、合計で 337 億から 478 億、参考試算したたまねぎについては 2 から 3 億という形になってございます。

そういった中で、今後の対応、北海道の TPP の関連対策でございますけれども、別添資料 2 でございます。

1 ページでございますが、TPP 関連対策として、左側に農業、一つ目には「生産力・競争力の強化」ということで、特に、今申し上げた酪農畜産が大きな影響を受けますので、その強化対策、そして産地全体の収益力の強化対策、生産基盤の充実強化対策ということで、大きな枠組みで 3 本予定してございます。

また、担い手の方々の育成ということで、②で多様な担い手の育成、③といたしまして国内外への食市場へのチャレンジということで、具体的には 2 ページをご覧ください。

酪農畜産につきましては、酪農の次世代のモデルの構築あるいは影響を受けます北海道産牛肉、赤身肉の販売力強化対策、そして 3 番目、いわゆる畜産クラスター事業等をやってまいりたいと考えてございます。また、産地収益力の強化対策では、ICT を使ったスマート農業の推進、そして 4 番目、薬用作物等のモデル産地を構築していく事業、また、生産基盤の充実強化では、2 番目、いわゆるパワーアップ事業について、必要な見直しをしながら継続していくのとあわせて、草で絞る草で肉にしていくということで、地域の草地基盤の強化支援事業に取り組んで参る予定でございます。また、「多様な担い手の育成」では、1 番目地域の農業と民間企業との連携等を進める、そして家族経営を育成していくということで、担い手の経営体質強化を図る事業、さらに、3 ページに参りまして、国内外の食市場へのチャレンジでは、先ほど申し上げた牛肉の販売力強化のほかに、輸出、6 次化等の事業に取り組んで参りたいと思っております。

こういったように、TPP 協定の合意に伴って一番影響を受けるのは農業でございますので、今回の TPP に負けない農業の成長産業化を図って、TPP に打ち勝つ力強い本道農業の確立をこういった予算等で目指していきたいと考えてございますので、今後とも、庁内関係各部の御協力をよろしくお願いいたします。

【山崎水産林務部長】

続きまして、私の方から水産物及び林産物の影響額と今後の対応について説明いたします。別添資料 1 の 1 ページをご覧ください。

農林水産物の生産額への影響に関する基本的な考え方につきましては、ただ今、農政部長から説明がありましたので、省略いたします。

水産物につきましては、国が試算対象品目としている 13 品目について試算を行い、国の対象品目となっていませんが、本道における主要な水産物として、「すけとうだら」

についても、参考試算を行いました。

次に、2ページをご覧ください。林産物につきましては、国が試算対象品目としている集成材を含む合板について試算を行い、国の対象品目になっておりませんが、本道における主要な林産物として、製材、エゾマツ、トドマツ、カラマツにつきましても、参考試算を行ったところであります。

次に、4ページをご覧ください。まず、水産物の影響試算の結果につきましては、上段の表の合計にありますとおり、53億円から108億円の生産減少額が見込まれます。

なお、国の試算額に対しまして、本道の減少額が占める割合を品目別に見た場合、「ほたてがい」が約90%、「さけ・ます類」で約58%、「たら」で約50%と、全国シェアの大きい魚種において高い割合となっております。

また、参考試算した「すけとうだら」につきましては、6億円から10億円となりました。

次に、林産物につきましては、中段の表の合計にあるとおり、12億円の生産減少額が見込まれます。なお、参考試算した「製材」につきましては、カナダ等から輸入されるSPF製材が本道特有のエゾマツ、トドマツ、カラマツ製材と競合し、生産額も大きいことから、道が独自に試算対象としており、生産減少額は、7億円となったところであります。

次に、北海道のTPP関連対策についてであります。資料2の1ページをご覧ください。

水産業に関しましては、真ん中の欄にありますとおり、①の「持続可能な収益性の高い操業体制への転換」といたしまして、水産業の競争力強化では、スケトウダラやホッケなどの適切な資源管理や、秋サケやヒラメ、マツカワの栽培漁業の一層の推進などに取り組むとともに、②の「高品質な我が国水産物の輸出等の需要フロンティア」として、水産物の輸出促進では、ホタテガイの貝毒監視などによる道産水産物の安全・安心の確保や、屋根付き岸壁などの衛生管理型漁港の整備などに取り組むこととしております。

また、林業・木材産業に関しましては、右側の欄にありますとおり、「合板・製材の国際競争力の強化」として、林業の体質強化では、間伐などの森林整備を促進し、路網の整備や高性能林業機械の導入などにより、低コストで安定的に原木を供給できる体制づくりなどに取り組むとともに、木材産業の国際競争力強化では、道内の主要樹種であるカラマツやトドマツなど対象に、低コストで高品質の木材・木製品が生産できるよう、道産木材の加工や流通体制の整備などに取り組むこととしております。

なお、これら取組に必要な水産・林務関係の平成28年度の具体的な事業などについては、2ページから4ページに記載しておりますので、後程、ご覧下さい。

本道の水産業は、全国最大の水産物供給基地として重要な役割を果たしていますとともに、林業・木材産業につきましても、人工林資源が利用期を迎え、道産木材の需要に対する期待が高まっているところであり、TPP協定を契機として、今後も本道の水産業及び林業・木材産業の強みを生かし、グローバル化に対応しつつ、持続的に発展して

いくことができるよう取り組んでまいりますので、庁内関係部のご協力をよろしく願いいたします。

【山谷副知事】

本件に関し、何かご意見、ご発言等ございますか。

それでは次の議題に移ります。次に、道州制特区計画（原案）及び第6回提案に対する国の対応について、窪田部長から説明をお願いします。

【窪田総合政策部長】

はじめに、資料2-1に基づきまして、道州制特別区域計画（原案）についてご説明申し上げます。

道州制特別区域計画は、道州制特区推進法に基づきまして、国が定める「道州制特別区域基本方針」に沿って作成してございまして、国から移譲を受けた事務や、開発道路などの事業を道が実施する根拠となっているものでございまして、現行の計画は、平成27年度までとなっているところでございます。

国は今般、基本方針の計画期間を平成27年度から平成32年度まで5か年延長する旨、閣議決定を去る2月5日に行ったところでございまして、これに沿いまして、特区計画を変更するものでございます。

主な変更点といたしましては、計画期間の延長に加え、第4次地方分権一括法によりまして全国措置されました「調理師養成施設の指定」に関する事務の削除など、必要最小限の内容となっているところでございます。本日の会議でご承認を得た暁には、第一回定例会に議案として提案したいと考えているところでございます。

次に、2といたしまして第6次の提案ということでございますが、平成26年7月、提案から1年半以上が経過しているわけでございますが、平成26年7月に道州制特区推進法に基づき国に提出した第6回提案に対する対応が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

①の「第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」と③の「栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲」につきましては、「継続検討」などとされた一方、②の「建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲」につきましては、申請者の負担軽減措置が講じられたところでございます。

道州制特区制度は、いわゆる他の特区制度、国家戦略特区などとあわせましてあるわけでございますけれども、この道州制特区につきましては、北海道だけに与えられた特有の制度でございますので、今回の計画期間の延長を契機といたしまして、これまで以上に積極的に活用していくために、各部・各振興局におかれましては、地方創生の取組など様々な政策課題の実現に向けまして、規制の緩和、あるいは権限の移譲等による、政策目的の実現の手段として、この道州制特区を積極的に活用していただくようお願いを申し上げます。

【山谷副知事】

この件に関し、何かご発言はございますか。

それでは、道州制特区計画は、この原案のとおり第1回定例道議会に提案をすることといたしたいと存じます。

次に、食産業振興監から、「北海道食の輸出拡大戦略(案)」について説明をお願いいたします。

【阿部食産業振興監】

それでは、「北海道食の輸出拡大戦略(案)」につきまして、資料3に基づきご説明申し上げます。「北海道食の輸出拡大戦略」の策定につきましては、知事公約であります道産食品輸出1,000億円プロジェクトの中に位置づけられておりまして、海外市場への販路を開拓し、アジア地域等の成長活力を取り込むことにより、地域を支える農水産業や食品加工業の発展と力強い地域経済の構築を図るため策定するものであり、これまで、関係機関・団体等との協議などにより、その案をとりまとめ、第4回定例道議会におきましてご報告しご議論いただいたほか、パブリックコメントの手続や市町村への意見照会を行うとともに、商工業振興審議会のご意見も伺いながら、関係各部とともに策定作業を進めてきたところであり、これら一連の手続きを経まして、最終案としてとりまとめたものでございます。関係各部におかれましては、これまでの策定作業にご協力いただきまして、この場を借りましてお礼申し上げたいと思います。

それでは、1枚めくっていただきまして、資料の1ページ、ページは右下に書いてございますが、この概要に沿ってご説明を申し上げます。この戦略につきましては、一番上にありますように、3つの「基本戦略」、それから、中程にございます品目別、国別・地域別などの「展開方向」、そして、一番下にございます「推進体制」ということで構成いたしてございます。

まず、基本戦略につきましては、品目や輸出相手国・地域に共通する基本的な施策として、3つの柱を設定いたしてございます。

一つ目は、「I 商流・物流網の整備」といたしまして、共同物流・商流システムの構築など、安全・高品質・こだわりの道産食品を確実かつ低コストで現地に届ける取組を推進することといたしてございます。

二つ目は、「輸出支援体制の確立」といたしまして、生産・製造と販売の両面における輸出促進に向けた基盤の整備を図ることといたしております。

三つ目でございますが、「新たな市場への展開」といたしまして、食材や機能性食品など、今後、需要増加が見込まれる品目、また、国・地域に関する販路開拓と輸出体制の構築による新市場の獲得を目指すことといたしてございます。

次に「展開方向」についてでございますが、品目や国・地域ごとに異なる輸出環境に応じまして施策の重点化を図るため、品目別の展開方向、国・地域別の展開方向、さら

に戦略の推進を加速するプロジェクトとして、テーマ別展開方向を定めております。

品目別展開方向につきましては、左側に書いてございますが「水産物・水産加工品」、「農畜産物・農畜産加工品」、「その他加工食品」の3つの品目について、主な展開方向といたしまして、黒丸で記載してございますが、例えば水産物・水産加工品につきましては、輸出先国等の拡大、衛生管理基準への対応、高鮮度商材の物流対策など、また、農畜産物・農畜産加工品につきましては、生産基盤の維持・拡大、輸出関連施設の拡大など、また、その他加工食品につきましては取組事業者の拡大、きめ細やかな企業支援などを掲げるとともに、品目につきましてはホタテガイ、サケ、コメ、牛肉、菓子類、機能性食品などの重点品目、そして輸出の対象とする国・地域につきましては、重点国などを設定しているところでございます。

また、右の欄に記載しているとおり、戦略の推進による平成30年の輸出目標額として、水産物・水産加工品を750億円、農畜産物・農畜産加工品を100億円、その他加工食品を150億円といたしまして、全体として1,000億円を目指すことといたしてございます。

なお、具体的な「基本戦略」の内容につきましては3ページに、品目別の展開方向につきましては4ページから6ページに、国別・地域別の展開方向につきましては7ページから9ページに、そして、テーマ別展開方向につきましては10ページから14ページに記載しているとおりでございます。

次に、戦略の連携・推進体制についてでございますが、資料の15ページをご覧ください。連携・推進体制としては、関係機関・団体・国等による道産食品輸出拡大推進協議会を設置いたしますとともに、販路開拓の支援機関によるプラットフォームを設置いたします、オール北海道で関係者が連携を強化し、取組を進めることといたしますほか、庁内横断的に連携する執行体制といたしまして「食の輸出拡大戦略推進本部」を設置することといたしております。

なお、これまでの道議会等での議論などを踏まえまして、11月時点の案から今回の案までの変更点といたしまして、連携・推進体制の中段でございますが、輸出実績等を踏まえた推進管理といたしまして、重点品目ごとに輸出拡大に向けた道筋をお示しする推進プランを策定いたしますこと、また、輸出実績や取組の進捗状況等を踏まえた推進管理の手法を追加してございます。

道産食品の輸出拡大につきましては、引き続き、庁内関係各部が一層協力いたしまして、また、生産者団体をはじめとする関係機関などと緊密に連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えておりますので、各部・各振興局におかれましては、引き続きご協力をお願い申し上げます。

【山谷副知事】

本件に関し、何か特段ご発言はございますか。

【辻副知事】

輸出戦略の関係なんですけれども、1,000億円という目標を出したということもありまして、非常に市町村、それから地域の方々からも関心が高いと思っております。だいたい売れ筋だとか、どんなものを売っていきたいか、そういった取組もずいぶん増えてきていると考えております。ただ、問題はやはり物流。北海道はやはり売り先が遠いということが非常に課題になっております。そうした中で、やはり横の連携をしっかりとやっていかないとだめだということもありまして、ぜひ、これからは振興局それから関係各部横断的な連携ということをお願いいただければと思っております。

【山谷副知事】

他にご発言ございませんか。

それでは、本件につきましてはこの案のとおり決定をいたしたいと存じます。

次に、環境生活部長から、「2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける道産食材・木材等の活用について」説明をお願いいたします。

【環境生活部長】

東京オリンピック・パラリンピックでの道産食材・木材の活用に関しまして、資料4-1に沿って説明を申し上げます。資料1の部分ですけれども、組織委員会の食材等の調達考え方についてですが、選手村などで使う食材や、競技施設の建築資材、設備や備品などの調達に関しまして、大会運営の基本的なテーマとなっております持続可能性、特に環境への配慮ということを求めていく考えとなっております。

その具体的な準則という性格を持ちます持続可能性に配慮した調達行動を定めるに当たりまして、組織委員会は、これまで意見を募集してきたところでありまして、今後、正式に決定され、具体的な要件などが示される見込みとなっております。

意見募集に関しては、資料1(2)に記載しておりますけれども、農政部と水産林務部から意見を提出しておりまして、この他、2の部分の道のこれまでの取組に記載しておりますけれども、今月のはじめには農水省や組織委員会、また、日本産推進協議会や競技施設の受注企業などを訪問して情報収集、あるいは道産品のPRを行っております。

ただ今申し上げました日本産推進協議会につきましては、資料の中程にカッコ書きで記載しておりますけれども、今年1月に設立された団体でありまして、全国農業協同組合中央会、あるいは中央畜産会、また大日本水産会、全国木材組合連合会などがメンバーとなっております。今後、オリンピック・パラリンピックの組織委員会に対して働きかけなども行っていく予定となっております。

次に、3の今後の取組についてですけれども、組織委員会などに対しまして、道産食材や木材が環境に配慮して生産されていることを積極的にPRしますとともに、先ほど申し上げました日本産推進協議会に対しましても、道産品の活用が進むよう、関係部局が一体となって働きかけていきたいと考えております。

このため、環境生活部に昨年6月からオリンピック・パラリンピック連携室を設けておりますので、環境生活部と経済部をはじめ、農業生産の工程や、森林施業などが環境に配慮したものであることを示します認証制度に関すること、あるいは関係団体を所管する農政部や水産林務部と情報を共有して、協力して取り組んで参りたいと考えております。よろしく申し上げます。

【山谷副知事】

この件に関し、何かご発言等ございますでしょうか。

こういう新しい基準というのが打ち出されてきますので、選手の合宿の誘致の段階から含めて、様々な食材を提供して北海道をPRしていくという意味で、各部の連携をよろしくお願ひしたいと存じます。

【荒川副知事】

今のお話にもありました、認証の促進というのもありますし、2(2)の木材のところで、訪問した先から、都道府県で来られたのは初めてだと言われたそうですから、スピード感を持って積極的にやっていくことをぜひお願ひしたいと思います。

【山谷副知事】

それでは、よろしくお願ひをいたします。

次に、釧路総合振興局長から、「道東自動車道 阿寒IC・庶路IC 開通に向けた取組について」説明をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

【田辺釧路総合振興局長】

釧路総合振興局の田辺でございます。釧路からは、3月12日に開通する道東自動車道阿寒IC・庶路ICの開通に向けた取組についてご報告いたします。資料5-1をご覧ください。

道東自動車道につきましては、昨年の3月29日に白糠ICが開通し、釧路管内に初めて高速道路が延伸しましたが、今年の3月12日には、白糠町の庶路ICと釧路市の阿寒ICが新たに開通し、加えて、将来的に道東道に直結する釧路外環状道路の釧路西ICから釧路東IC間も同時に開通することになっております。

今回の阿寒ICの開通によりまして、道東道が管内の拠点都市である釧路市に到達することとなりまして、札幌市からの所要時間は、さらに16分短縮され、4時間27分となります。また、釧路外環状道路の開通によりまして、道央圏から厚岸町や浜中町などの釧路東部地域や、根室地方へのアクセスが改善されることとなります。

資料5-2をご覧ください。釧路管内では、この道東道の延伸を交流人口拡大の好機と捉えまして、平成25年8月に官民41団体をメンバーとする、「ウェルカム道東道!!オールくしろ魅力発信協議会」を設立いたしました。

振興局が事務局となりまして、管内8市町村を始めとする協議会メンバーと連携しながら、昨年の白糠IC開通、今回の阿寒IC・庶路ICの開通に向けて、開通PRや、食や観光といった釧路の魅力の発信などの取組を進めてきております。

今後の取組としては、3月初旬から、テレビ、ラジオでCMを放送するほか、開通直前の2月27日と28日には、サッポロファクトリーにおきまして、開通記念イベントとしまして「オールくしろ魅力いっぱい物産展」を開催いたします。この物産展では、ICの開通をPRするとともに、特産品の販売をはじめ、ステージイベント・体験コーナーなどを展開し、食や観光などの「釧路の魅力」を発信する予定です。

昨年度の物産展は、大変好評をいただきましたので、今年度も特産品をたくさん用意し、管内市町村と連携して、道央圏の方々に釧路の魅力をしっかりPRしたいと考えております。皆様におかれましても、PRのご協力、ご来場についてよろしくお願い申し上げます。

道東道の延伸におきましては、地域経済の活性化において非常に効果が大きく、例えば、昨年の白糠IC開通後、管内の観光地の入込客数は大きく増加しております。今回の阿寒IC等の開通効果につきましても、地域の期待は大きいことから、その効果を高めるべく、振興局としても、「IC開通の直前・直後というPRの好機」を逃さず、引き続き地域と一体となって「道東道延伸のPR」と「地域の魅力発信」に強力に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【山谷副知事】

この件に関し、何かご発言等ございますでしょうか。

議題は以上であります。このほか、この機会にご発言等あればお願いいたします。それでは、最後に知事から一言お願いいたします。

【高橋知事】

お疲れ様です。今日の庁議は、大変議題が盛りだくさんでありました。一つ目のTPP協定対策本部としての影響とりまとめ、中間的なとりまとめということで、農林水産物の生産額への影響という報告があったところであります。我々として、やはり基幹産業である農業、水産業、林業へのダメージ、マイナスの影響、数字が改めてとりまとめられたところでありまして、そのことへの対処ということ、国の予算の方向性も出ているわけではありますが、道の予算自身も、今年度の補正、来年度の当初予算ということで最終の詰めをやっているところでありますので、しっかり取り組んでいかなければならないと思う次第であります。

生産額の減少ということは、単に量的な、経済的なダメージばかりではなくて、先ほどの担当部長からの報告でもございましたとおり、担い手の方々の生産意欲の減退、そのことはすなわち将来に向けて希望を持って営農、農業の分野であれば営農される方々が、増加が見込めないということになりますと、北海道の、そして日本国の農業全体の

発展を期していくことができないということでありまして、こういった担い手の農業者、あるいは一次産業に生産活動として関与しておられる方々が、将来に夢をしっかりとつなぐことができるような、そういった予算を、道独自の予算の中でもしっかりと考えていかなければならない、このように思っているところでございます。引き続き、TPP対応については、私ども一丸となってしっかりと対応していかなければならないと思っておりますので、各部長、そして振興局長におかれては、よろしく願いをいたします。

それから、2つ目の話題が道州制特別区域計画等についてでありまして、この法律は恒久法として道州制を先行的に姿を実感していこうということで、事実上は今でも道だけが提案権を有しているという、そういった制度になっているところでございます。昨日も東京で現在の自民党の道州制推進本部長の原田代議士、あるいは幹事長代理の磯崎参議院議員などにも色々お話をしたところでありますが、せっかく私ども、現状においては道のみにも与えられた政策的なツールでありますので、今までの経緯で各省庁の非協力的姿勢というのは、大変怒りを禁じ得ない部分もありますが、改めて私どものそれぞれの地域特性に合った形での、地方創生に資するようなチャレンジングな提案をしっかりとしていく、このことを考えていかなければならないと思う次第であります。

それから、次が食の輸出拡大戦略（案）について、阿部（食産業振興監）さんの方からお話がありました。これは私の選挙公約でございしますが、やはり北海道ブランドのブランド力がどんどんとアジアを中心に高まっていく中で、地域の活性化を期していくために、このことはしっかりと進めていかなければならないことだと思っておりますし、そういったことの一環として1月早々のシンガポールに所在するASEAN事務所の開設ということもいたしましたわけでありまして、それから、先ほど、阿部監の方から物流の話もございました。今日午前中、航空貨物の会社であるSIAC（札幌国際エアカーゴターミナル株式会社）さんの現状を勉強しに参ったところでありますが、私どもの戦略を実現するために、しっかりとハード・ソフト面の整備も含めて、我々が中心になってやっていかなければならないという思いを強く持ったところでございます。

それから、4つ目のテーマが東京オリンピック・パラリンピックに向けた道産食材・木材等の売り込みということでございました。ホストタウン構想でしたか、さらには合宿誘致など、色々な形で北海道のアピールをやっていくことが必要だと思っておりますし、このことも道の地域活性化の好機としてしっかりと取り組んでいきたいと思う次第であります。

最後に、釧路の田辺局長から、阿寒ICそして庶路ICの開通についてのご紹介がありました。去年の3月下旬、釧路管内初の白糠ICが開通し、私もその場にも参上させていただきました。その後、この1年で、開通効果が色々なところで出てきていると、先ほど局長からご報告があり、うれしく思ったところであります。さらに、道東の中心都市である釧路市まで延伸するという事で、さらなる効果を期待したいと思う次第でありますので、私も3月12日にはなんとしても開通式に参りたいと思っております。そのお披露目ということで、2月下旬にサッポロファクトリーで開催されるイベントも

大いに皆さんで盛り上げていただければと思いますし、これは確約できないのですが、できれば私も顔を出したいなと思って日程調整中であります。私からは以上であります。

【山谷副知事】

それでは本日の議題も終了いたしました。以上で庁議を終了いたします。